質　疑　回　答　書

業務名称　：　令和７年度京都駅前の将来像の検討に係る資料作成等業務委託

番号	質　　疑	回　　答
1	提案募集要項p. 1の（ア）業務実績において「本業務と同種の業務（まちづくりビジョンやデザインガイドラインなどの検討及びビジュアル資料作成業務等（以下「同種業務」といいます。））の実績とありますが、まちづくりビジョンの作成を含む駅周辺地区の基本構想や基本計画業務などの実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御質問の業務も同種業務に含まれるものとしてよいです。
2	提案募集要項p. 4の（２）評価項目において、配置技術者の同種業務の実績については、照査技術者として業務に携わったケースでも実績として認められるという認識でもよろしいでしょうか。	照査技術者としての業務は、実績として認められないものとします。
3	提案募集要項p. 4の（２）評価項目において、配置技術者の同種業務の実績については、公共事業（自治体単独発注）ではなく、官民連携まちなか再生推進事業に基づく実施事業者発注の業務も業務実績に含んでよろしいでしょうか。	官民連携まちなか再生推進事業に基づく実施事業者発注の業務も同種業務に含まれるものとしてよいです。 なお、発注者は行政に限るものでなく、民間のまちづくり団体等の発注業務も同種業務に含まれるものとしてよいです。
4	選定実施要領（別表）の配置技術者の業務実績の評価基準において、2人以上配置の場合は合計件数との記載がありますが、複数人が同じ実績を持つ場合は、件数としては1件としてカウントされるという認識でよろしいでしょうか。	複数人が同じ実績を持つ場合は、１件としてではなく、重複して算定することとなります。
5	提案書内容では社名やロゴの使用等、直接的に応募者の特定につながる内容を避ける必要があるという認識でよかったでしょうか。念のためご確認させていただければと思います。	御質問の内容の記載を避ける必要はありません。